

令和5年10月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和5年10月10日 火曜日 午後3時06分から午後3時55分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (29人)

会 長 15番 江原 宏昭

農業委員 2番 佐伯 守 9番 小谷 恵
3番 前田 繁昌 10番 岡田 浩司
4番 石原 文義 11番 入江 栄
5番 安藤 幹雄 12番 荒松 将志
6番 矢田 考志 13番 米澤 誠一
7番 山下 一郎 14番 遠藤 幸子
8番 中川 勝彦

推進委員 1番 小原 啓一 9番 二宮 聖貴
2番 高見 昭久 10番 吉野 徹
3番 永岡 幸光 11番 青木 尚
4番 福永 博昭 12番 上田 陽介
5番 山崎 拓司 13番 椎木 知奈美
6番 河村 富士夫 14番 野口 浩義
7番 高虫 秀樹 15番 山根 章司
8番 戸野 悦宏

4 遅刻委員 (1名) (農委4番 石原 文義)

5 欠席委員 (1名) (農委1番 尾古 礼隆)

6 議事録署名委員の決定 (6番 矢田 考志、7番 山下 一郎)

7 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について

8 報告事項

(1) 賃貸借の解約について

(2) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局 長	諸遊剛史
主 幹	坂田真寛
主 任	西川 援
事務補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは只今から、10月の定例の委員会を始めさせていただきたいと思
います。議長の御挨拶を、よろしくお願いいたします。

議長 どうも、こんにちは。本日は、10月の農業委員会に御参加をいただき、あり
がとうございます。

只今より、開会宣言をさせていただきたいと思しますので、これから10月
の定例農業委員会を開催したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

皆さんも御存じのように、梨の方もおられるんですけど、梨のほうも先ほど
ちょっと話にも出てるようなんですけど、明日が新興で、その後、王秋と愛宕を残す
のみになってまして、結果的にはかなり良いあれで推移したような話を聞いて
おります。

また、かなり暑い日が続いて、今度はまたこれからどうなんだろうかなみた
いな話の中で、いざ今度急に稲刈りが始まった途端に、気温は低くなるは、実際
に稲刈り始めると始まった途端に途中から雨が降ってたとか、ものすごい天候
が目まぐるしく変わっているような状況で、大分苦労されて稲刈りに向かって
るようなんですけど、ほぼ順調に進んでいるということもお伺いしております。

実は先日の土曜日、7日ですね、〇〇部落の□□さんが献上米をされてまし
て、前回の田植えの時は前会長の農委13番さんに植えてもらったんですけど、
たまたま今回こういう形になりまして、いわゆる稲刈りの式ですね、正式には
すごい名前が難しいで、ちょっと忘れちゃったけど、新嘗祭供御献穀齋田拔穂式
っちゅうですか、そういうことをやって、要するに稲刈りをして、知事さんなり
いろいろな来賓の方も来られて無事終了しております。それ見させてもらいま
すとすごく立派な稲でした。

それで、その後何ていうんですか、調整したりいろいろして最終的には白米
にして、宮中に届けるっちゅうことを聞いております。すばらしい稲だなと思
っています。

実際に、とにかくなんっちゅうか行ってみて、本当にすばらしい稲だなんて。
やっぱりあんぐらいの努力しないと、なかなか作物っていうのはなかなかいろ
んな作物あるんですけど、いい加減に作ってたらそれなりですし、きちんとすれ
ばそれだけのものができるんだっていうのは改めて感じさせてもらいました。

非常に有意義っちゅうですか、過ごさせてもらいました。

議長 これから開会します。農業委員会10月の本委員会につきまして、開会を宣
言したいと思います。

今日の欠席は、今のところ、農業委員1番委員さん、それから4番委員さんは
遅れるっていうことの連絡が入っておりますので、今回が成立することを宣言
したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

座らせてもらいます。

それでは、議事録署名人の決定に入らせていただきます。

次は6番委員さんと、7番委員さんをお願いします。よろしくお願いします。
ということになりましたので、今回、本会議が成立することを宣言した上で、始めたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長 続きまして、会務報告を事務局のほうに、説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局 【会務報告】

- (9月 8日) ・定例農業委員会について。
- (9月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
・農業経営改善計画認定審査会について。
- (10月5日) ・中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
・鳥取県農業委員会女性協議会役員会について。

議長 今、事務局のほうから説明がありましたけど、何か質問なり聞きたいことがあればお願いします。

無いようですので、議案の審議に入らせていただきます。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。では議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

譲渡人・譲受人等は議案に記載のとおりですので、大字・地目・面積・譲渡事由を説明させていただきます。

番号23、〇〇、畑1筆、1,495㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。

番号24、〇〇、田1筆、531㎡。売買で、売買価格は全体で※円です。なお、番号24は、この後の3号議案、5条申請の番号15の東側の農地となります。

いずれも農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たしていると考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。

午前中に現地確認を行ってっておりますので、番号23番について、推委12番委員さんよろしくお願いします。

推委12番委員 はい。12番です。午前中、現地確認に行ってきました。

23番の〇〇については、隣の◇さん、牛屋さん隣にやっておられて、その隣の畑を買われるということです。圃場のほうはきれいに草刈りもしてあり、きれいな状態でした。

議長 続きまして、農委3番委員さん。24について。

農委 3 番委員 3 番です。午前中、現地確認に行っていました。

2 4 番ですけれども、先ほど事務局より御説明ありましたですけれども、全体の田んぼを購入されまして、その半分を農地としてそのまま残して、あと半分を 5 条申請ということで提出する予定でありますので、またそれは 3 号議案のときに説明させていただきますけれども、現状の状況はですね、現在、そばが植わっております。きれいに花が咲いてる、そば畑の状況でありまして、農地として十分に管理されているということを見て帰りましたので、御審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、議案第 1 号につきまして、御質問等あります方、御意見等ありません方はお願いします。

それでは、無いようですので、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手多数により、許可することに決定しました。

ありがとうございます。

議長 続きまして、議案第 2 号について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法第 4 条第 3 項の規定により、審議を求めます。

番号 1 6 ですが、申請者は本申請と併せて、議案第 3 号の番号 1 7 に載せています、第 5 条の申請も行っています。分けるよりも、一つの事業計画として説明するほうが分かりやすいですので、一緒に説明をさせていただきます。

7 月議案で農振除外の意見照会を受けて、承認された案件ですが、9 月 2 2 日付で農振除外が完了しています。

場所は、資料 3 ページに位置図、4 ページに付近の図を載せていますが、◎◎◎から◎◎◎◎◎◎◎◎◎へ向かう県道の途中になります。

農地区分としては第 2 種農地となり、代替地の検討が必要となる場所になります。

申請者は運送業を営んでおられまして、事業目的は、トラック及び従業員の駐車場です。個人で転用されて、会社に貸すということで、貸駐車場になります。

事業計画としては資料 4 ページの太枠になりまして、5 ページの航空写真を重ね合わせたものでいきますと、太枠内の 7 筆になります。その内、4 条申請は◎◎△△△-△、◎◎△△△、◎◎△△△-△となり、5 条申請は、◎◎△△△となります。

利用目的で分けますと、◎◎△△△-△が従業員駐車場で、残りはトラックの駐車場です。

現在、○○○○○○○の東側の土地と、衛星写真の中では、○○△△△-△、△△△、△△△-△、△△△-△の4筆をトラックの駐車場及び従業員駐車場として利用されています。

ここで、実は議案第3号で5条申請となっています○○△△△は、現状は農地ではなく、既に駐車場として整備をされています。つまり、後追いで許可を求める追認申請となります。

許可なく整理をしてしまった経緯についてです。

元々この辺りは荒れていたということで、地権者の方から、「樹木が茂っており周りの水田の日照、通風等に支障が出て困っているので、整備して利用して欲しいとの相談を受け、農地法をよく分からないまま駐車場として整備をしてしまった。今後はこのようなことがないように、農地法を守っていきたい」旨の顛末書のほうを添付されております。

そして、今回駐車場を拡張する理由についてですけれども、「物流の2024年問題」、つまり労働時間が短くなることで、輸送能力が不足するのではないかという全国的な問題ですけれども、社内で検討された結果、中京地区より東側の輸送では、来年2024年7月から新たに適用される国の基準を超えるということが分かったということです。

その解決策として、車両5台の増車と従業員6名の増員、そして駐車場の拡幅も必要となるため、1,000~1,500㎡程度の土地を追加で検討されました。

候補地としては、○○○○○○○横の現在賃貸契約中の駐車場の拡幅も検討されましたが、隣接する山林の購入の承諾は得られなかったということです。

また、県道から○○集落への入口付近の山林も検討されましたが、こちらも購入交渉は不調に終わったということです。

ということで、農地以外でも代替地も検討されましたが、最終的に、現在契約中であります○○○○○○○の東側で認可車庫として利用している駐車場は解約をして、資料5ページの太枠の中の7筆へトラックと従業員の車を移転し、一つの駐車場としてまとめていきたいという計画になりました。

雨水排水計画ですけれども、周辺の舗装状況と同様に再生アスファルトを敷き、地下浸透させる計画です。加えまして、昨今のゲリラ豪雨で浸透しきれない分も考慮し、水路管理者であります金屋集落から排水の同意もあり、得られています。

今回の申請は、土地改良区や水路管理者の同意書、資金証明書や計画面積、被害防除計画もあることから、周辺農地への影響についても特に問題はないと思われれます。

説明は以上です。

(農委4番委員、15時24分着席)

議長

はい、ありがとうございました。

これにつきまして現地確認をされてますので、推委1番委員さん、よろしく
お願いします。

推委1番委員 1番です。

今日、現地確認をいたしまして、現状の姿はまさに航空写真に示されている
とおり、既に農地からは外れておりまして、事情は事務局のほうから言われま
したけれども、特に5条につきましては、本来の手続きよりも遅れましたけれ
ども、今ありましたように顛末書も出されて、そして、田の土地改良区等を含め
た水路からの地下水等の問題等も、水問題としては手続きをされているとい
うことでありました。あと、既に御存じの方も多いと思いますけれども、駐車場
としての形としては既になされているということでありました。以上です。

議長 ありがとうございます。

これにつきまして、何か御質問等ございましたら、よろしくお願いたしま
す。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いし
ます。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。

挙手多数により、議案第2号は承認することに決定しました。

議長 続きまして議案第3号について、事務局、御説明をよろしくお願います。

事務局 はい。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、各申請につ
いて、農地法第5条第3項の規定により審議を求めます。

番号12は農業用施設、番号13と番号14は一時転用、番号15は住宅、番
号17は駐車場になります。

まず、番号12についてです。

目的はビニールハウスの設置、道路及び駐車場の整備で、譲渡人、譲受人は、
6ページ記載の通りです。

位置図については、9ページ記載のとおりで、〇〇〇集落の東側になります。

申請者は、農業を営んでおられまして、今回の申請は通常の5条申請部分に
加え、手続きなく既に転用されたものに対して後追いで転用許可を求める追認
部分のある案件になります。

分かった発端としましては、農地の所有権移転の相談を受けた際の現地確認
でした。

資料10ページのとおり、L字型の農地の中に、アルファベットでAのビニ
ールハウスの一部が侵入しており、Bの部分が簡易舗装されておりました。この
2つが追認の案件の部分になります。

Cについては農地の状態でしたが、5条申請許可後に、倉庫部分に機械類が
出入りできるようにし、この土地を拠点にして規模を拡大していきたいとい
うことで、この度申請されることとなりました。

無断で転用することになった経緯ですが、まず令和5年3月頃に、特に宅地とか農地とかいう意識はなく、作業上必要な部分にビニールハウスを建てられました。そして、集落側から進入する際、Bの部分を農耕者等の通路として利用し始めましたが、ぬかるむこともあったため舗装されました。

県道側の方の入り口もありますが、県道は交通量は少ないもののその分スピードを出す車もあって、危険の少ない集落側からの入口を主に利用しているとのこと。

また、今回の経緯の説明と、今後は農地法を遵守していきたい旨の始末書の提出も受けているところです。

スペースについては、地目が宅地となっています○○○△△△-△も含めて一つの事業用地としてみても、実際に作業上で必要となっている部分の整備を行ってしまったものでもありますので妥当と思われれます。

また、雨水が水路に流れることについても集落の同意を得られています。

農地区分としては、第1種農地となり、周辺の土地も検討されましたが、既設の倉庫があり、農業機械等が集約できる本申請地を選定されました。

その他、資金計画や計画面積、被害防除計画も適切であることから、周囲への影響についても特に問題はなく、事前に転用申請がなされていれば許可になったものと思われれます。

続きまして、番号13ですけれども、風車の主軸受修繕工事で、一時転用になります。

譲渡人、譲受人は6ページに記載のとおりです。

平成18年に建設されました○○風力発電所3号機の主軸受の劣化が確認されたことにより、破損事故を起こさないため、事前に部品の交換を行うものです。

計画平面図は12ページ、農地部分の断面図は14ページ、用地計画図を15ページに載せています。

風車の羽根や付近の部品を地上に降ろしての作業になりますが、吊り上げや吊り降ろしには最低でも220トンのクレーンが必要ということで、その修繕作業域に必要な最低限の面積ということでの申請となっています。

雨水は地下浸透で、土地改良区の同意書を取得されています。

また、この農地は農業振興地域内の農用地になりますけれども、一時的な利用であり原状回復もなされるため、大山町長から一時転用の同意書も取得をされています。

続いて番号14ですけれども、機械ボーリングによる地質調査で、一時転用になります。

譲受人、譲渡人は6ページに記載のとおりです。

位置図は16ページで、利用計画図は17ページに載せています。

町長部局のほうで、大山町優良賃貸住宅整備事業を計画しているということで、7月議案で農振除外の意見照会を受けて承認された案件ですが、こちらも9月22日付けで農振除外が完了しています。

農振が外れたということで、農地区分の方は役場から概ね300m以内にある農地ですので、第3種農地になります。

鉄筋コンクリート造り3階建ての住宅を建てるにあたり、建築物基礎の地盤情報を得るため大山町が申請者へ業務を委託し、計画地範囲内でのボーリング調査が行われるものです。

約10cmの穴を10m程度掘削し、地盤の硬さ、締まり具合、土層構成を判定していく業務になりますけれども、作業中はボーリング機械の周りを防塵・防音効果のある安全シートで囲むことで、周辺への配慮が行われます。

雨水については地下浸透であり、作業中に発生する泥水は循環して再利用し、作業後には回収をして持ち帰るといった被害防除計画になっています。

また、作業完了後には原状回復がなされます。

続きまして番号15ですけれども、目的は住宅で、譲受人、譲渡人は6ページ記載のとおりです。

位値図は19ページで、〇〇集落の中央辺りになります。

こちらも、7月議案で農振除外の意見照会を受けて承認されていた案件ですけれども、9月22日付けで農振除外が完了しています。

事業目的は、一般住宅になります。

20ページに配置図、21ページに平面図、22ページに立面図、23ページが排水経路図になります。

申請理由としまして、障がいをお持ちの配偶者の方が生活する上で必要なバリアフリー住宅への移行も考えておられましたが、現在お住まいのところが、土砂災害特別警戒区域、急傾斜の所なんですけれども、そういったところにあることや、昭和11年築の家屋のため大規模な改修工事が見込まれることから、新たに住宅建築を検討されることとなりました。

農地区分は10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地となります。

土地の選定条件としましては、農振除外の際に説明いたしましたが、自己所有農地からほど近いこと、配偶者の身体的状況に伴う福祉サービス利用に当たり、福祉車両の駐車スペースが確保できることをベースに周辺の土地を探す中で、申出地の所有者が休耕することもあり、本申請地を選定するに至りました。

農地転用の基準としても、第1種農地ではありますが、一団の農地の端に位置しており、町道を挟んで集落に接続されており、町道沿で連たんを阻害することもないため、宅地への転用もやむを得ないというふうに整理をしております。

雨水排水としましては、20ページの配置図を御覧ください。

図面左側の駐車スペースはコンクリート舗装のため、町道との間にある側溝へ排水し、そのほかは真砂土・砂利採石のため地下浸透となっています。

また、住宅の方の雨水処理については23ページを御覧ください。

雨水経路として太線になっている部分ですが、宅地内へ浸透柵を設置する計画となっています。

資金計画についても適切ですし、土地改良区や水利権者の同意も取得されています。

最後に、番号17です。

内容については、一つの事業計画として、議案第2号の説明のとおりですので、詳細については省略をさせていただきます。

以上により、番号12番から番号15番、及び17番について、農地法第5条第2項各号には該当しないので、許可の要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ありがとうございます。

それで現地確認をされていますので、番号12、13、17について、推委1番委員さん、よろしくお願ひします。

推委1番委員 はい、推委1番です。

番号12の〇〇〇〇の案件ですけれども、10ページのほうにあるように、大変小さな面積を3つにそれぞれ農業用の施設として利用しようということであったと思われまふけれども、いかんせん特にこの地図にあるようにAの面積が8.99㎡ということ、現実に確認しても非常に分かりにくいぐらいのところ、これは既に整理されているところでありまして、このBのところも既にアスファルトがしてありまして、通路として利用されていると。事務局のほうから説明があったとおり、初めて今回の駐車場のところについて、5条で手続きをしようということになって、初めてこの全体の土地の関係も、この際整理することでの申請だったと思ひますが、現地を見ても、ちゃんとして駐車場のところについては、まだ着工もされずに農地として残っておりまふので、これがあえて悪意でそういうABのところをされてるいというふうには感じませんでした。

既に通路もアスファルトになってますけど、雨水についても事務局の説明のあったとおりで、現状としては農業施設の一体の土地であるというふう確認をしたところでは。

続きまして、13号の〇の風力発電の工事の一時転用ですけれども、これはメンテナンスを風力発電随時しているわけですけれども、それに伴う、令和6年の3月までの期間の一時転用ですので、まさにこの風車の下にあります土地について、今回の該当だったというふう確認しております。

それから、17番については説明したとおりでありますので、以上です。

議長 続きまして14番について、推委12番委員さん、よろしくお願ひします。

推委12番委員 はい。12番です。

14番の〇〇の件ですが、町営住宅ができることによる地質調査ということです。今年度末までの一時転用です。あと、農地の管理としましては適切に管理はされていたと見て帰りました。以上です。

議長 続きまして番号15につきまして、農委3番委員さん、よろしくお願ひします。

農委3番委員 はい。3番です。

15番の案件ですけれども、先ほど事務局さんが御丁寧説明されましたけれども、場所としては先ほどお話にありましたように、〇〇集落のですね、大体中央に当たります。今の予定地の前はですね、道路挟んで住宅は列挙している状況でありまして、1号議案でもお話ししましたように約10aの田んぼをですね、半分に分けて、農業委員会の内規で上限500㎡というところで、500㎡分の5条申請ということになっております。

周辺をですね、擁壁で囲いまして盛土して造成ということで、接道にですね、高さを合わせて出入りするということで、住宅を中央に置きまして集落側の道路、それから水田側のほうの道路から駐車場の出入りを行うという状況であります。

下水はですね、公共桝に町の下水道を利用して、雨水は、駐車場前面の農道用水、それから道路側溝あるいは周辺の雨水は地下浸透とそれから雨水に関しては、浸透桝を設けて設置して地下浸透ということで計画も十分になされております。

現状先ほどお話ししましたけれども、きれいにそばが植えてある、そばの畑となっております。農地としても今の現状では十分に管理されていると思ひますので、皆さん御審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、この議案について何かご質問等ございます方は、よろしくお願ひします。

無いようですので、それでは原案の通り承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、ありがとうございます。

それでは、挙手多数により承認することに決定されました。

議長 続きまして、議案第4号について、事務局お願ひします。

事務局 はい。議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案に記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、この議案について何か質問等がございますでしょうか。

はい。無いようですので、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

多数つちゅうことで、挙手多数により原案のとおり決定されました。

議長

続きまして議案第5号について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。(詳細；詳細は議案に明記)

詳細については議案記載のとおりですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

今、事務局から説明ありましたが、議案第5号につきまして何か質問等ございませんでしょうか。

無いようですので、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

ありがとうございます。挙手多数により、承認することに決定いたします。

議長

6番の報告事項について、後で見えておいてください。

それでは7番目につきまして、次、来月11月の定例農業委員会の日程について、協議していただきたいと思えます。

今のところの予定では、11月10日、金曜日、午後3時から中山農村改善センターで行いたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

いかがでしょうか。

(賛成の声多数)

はい、ありがとうございます。それでは11月10日、午後3時より、11月の定例農業委員会を開催することに決定させていただきます。

議長

その他、何かございましたら。

(農委13番委員、挙手)

はい、どうぞ。

農委13番委員

【その他】

・○○○○○○○○の工事の進捗状況について。

議長

ありがとうございました。

その他、何かございましたら。

無いようですので、10月の定例農業委員会を閉会したいと思います。

本日はありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 江原 宏昭

議事録署名委員 矢田 考志

議事録署名委員 山下 一郎

：備考 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約を行い掲載しております。